

第十三回 参議院内閣・厚生連合委員会会議録第一号

昭和二十七年三月十四日(金曜日)午後一時五十六分開会

委員氏名

内閣委員

委員長

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

厚生委員

委員長

理事

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

上條 愛一君

三好 始君

梅津 錦一君

長島 銀藏君

中山 壽彦君

藤森 眞治君

堂森 芳夫君

山下 義信君

谷口 弥三郎君

松原 一彦君

三橋 則雄君

杉田 正三郎君

藤田 友作君

常任委員

常任委員

常任委員

常任委員

常任委員

常任委員

常任委員

常任委員

常任委員

常任委員

常任委員

常任委員

常任委員

常任委員

常任委員

常任委員

常任委員

常任委員

常任委員

常任委員

常任委員

常任委員

常任委員

常任委員

を求めます。

○政府委員(三橋則雄君) 只今議題となりました恩給法の特例に関する件の措置に関する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概略を説明いたします。

この法律案は、ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く、昭和二十一年勅令第六十八号恩給法の特例に関する件につきまして、講和條約の効力発生に伴う所要の措置を講じようとするものであります。

昭和二十年十一月二十四日、連合国最高司令官から日本政府に発せられた覚書によりまして、軍人及びその遺族並びに昭和二十一年閣令第四号第一條に規定されております者以外の軍属及びその遺族の恩給給與は、禁止又は制限されて今日に至つてゐるのであります。これらの廃止又は制限された軍人軍属の恩給の、講和條約の効力発生後におきます復元の措置につきましては、その復元の措置如何が、国家財政その他各方面に及ぼします影響の少なからざることを考慮いたしまして、特に慎重を期することとし、講和條約の効力発生以後、新たに総理府の附屬機関として恩給法特例審議會を設置し、その審議會の公正妥當な結論に基いて措置することとし、昭和二十八年三月三十一日までは、現在のごとき恩給取扱いを継続することとしたしまして、恩給法の特例に関する件は、講和條約の効力発生後も昭和二十八年三月三十一日までは法律としての効力を有するものと存続せしめようとするものであります。この法律案の第二條及び第三條並びに附則第三項の規定がこれに関するものであります。

以上のほか恩給法の特例に関する件中、講和條約の効力発生に伴い不要となり得る規定を削除しようとするものであります。この法律案の第一條及び附則第二項の規定がこれに関するものであります。

以上がこの法律案を提出するに至りました理由及びその内容の概略であります。何とぞ慎重御審議の上、速かに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(河井彌八君) ちよつと速記を止めて……
〔速記中止〕
○委員長(河井彌八君) 速記を始め……
散会いたします。
午後二時六分散会

本日の会議に付した事件
○恩給法の特例に関する件の措置に関する法律案(内閣送付)

〔河井彌八君委員長席に濟く〕
○委員長(河井彌八君) 只今から恩給法の特例に関する件の措置に関する法律案、これは予備審査であります。これについて内閣、厚生連合委員会を開会いたします。

政府から提案の理由について御説明

出席者は左の通り。
内閣委員
委員長
理事
委員
河井 彌八君
鈴木 直人君
石原幹市郎君
横尾 龍君
楠見 義男君
竹下 豊次君

厚生委員
委員長 梅津 錦一君
理事長 銀藏君 理事井上なつる君
理事 深川タマエ君
大谷 豊潤君 草葉 隆圓君
小杉 繁安君 中山 壽彦君
常岡 一郎君 藤森 眞治君
藤原 道子君 堂森 芳夫君
山下 義信君 谷口 弥三郎君
松原 一彦君

委員
河井 彌八君
佐一君 理事鈴木 直人君
石原幹市郎君 小串 清一君
横尾 龍君 楠見 義男君
竹下 豊次君 和田 博雄君
赤松 常子君 上條 愛一君
栗栖 越夫君 三好 始君
大山 郁夫君

昭和二十七年三月二十日印刷

昭和二十七年三月二十二日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所